

## 第 16 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 11 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 55 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 56 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用申請に対する意見について
議第 57 号	農用地利用集積計画の決定について
報第 22 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局 長            高 木 雅 春 事務局次長        伊 納 和 昭 書            記            小 栗 直 也
6、会議録署名者	7 番 山口 由美子 委員 8 番 金井 育代 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 16 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録署名者に、7 番 山口 由美子 委員、8 番 金井 育代 委員を指名します。
議 長	それでは、議第 52 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。  (事務局朗読)
事務局	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、事務局 説明願います。  1 号事案について説明します。資料は 11 ページから 15 ページをご覧ください。本申請地は平成 4 年 1 月 28 日付けで農地法第 5 条の許可がされています。当初計画者ら夫婦は住宅を新築する予定でしたが、夫が死亡したため事業は実施されませんでした。この度、同地において一般個人住宅を転用目的とする農地転用申請があり、過去の許可内容をこれに整合させるため、事業計画を変更するものです。申請地の場所は〇〇から東へ 60m ほどのところ です。事業計画の詳細は、計画変更申請者が現在居住しているアパートが手狭になったため、自己居住用に住宅を新築するという内容です。申請地の東側及び西側は宅地、南側は公衆用道路、北

	<p>側は田です。雨水は南側の側溝に流し、生活雑排水は公共下水道に接続します。資金の調達は全額借入です。転用に伴い被害が生じた場合は、申請者の責任において対処することです。</p> <p>1号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、事務局 説明願います。</p>
事務局	<p>2号事案について説明します。資料は16ページから20ページをご覧ください。本申請地は平成11年9月28日付けで農地法第5条の許可がされています。当初計画者は両親と住むための住宅を建築する予定でしたが、両親が死亡したため事業は実施されませんでした。この度、同地において一般個人住宅を転用目的とする農地転用申請があり、過去の許可内容をこれに整合させるため、事業計画を変更するものです。申請地の場所は龍現寺から西へ80mほどのところ。事業計画の詳細は、計画変更申請者は現在借家住まいですが、静かな環境の中で生活したいと考え、戸建住宅を建築するという内容です。申請地の東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は水路です。雨水は自然浸透及び北側の排水路に流し、生活雑排水は浄化槽を経由し北側の排水路に流します。資金の調達は全額自己資金です。転用に伴い被害が生じた場合は、申請者の責任において対処することです。</p> <p>2号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p>

<p>議 長</p>	<p>次に議第 53 号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から南東へ 300m ほどのところでは。</p> <p>譲受人は父親から贈与を受け、申請地に居宅を新築したい。譲渡人は居宅建築のため、申請地を子供に贈与したい。利用期間は許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>東側は畑、北側、西側は道路、南側は自宅地です。生活排水は浄化槽で処理し、雨水は、南側水路に流します。万が一トラブルがあった際には申請者の責任で対処します。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、土地利用計画図、誓約書、銀行残高証明書、隣地承諾書、住民票、始末書、委任状を確認しました。</p> <p>10月14日に事前説明、10月28日に現地確認を行いました。</p> <p>1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>資料の 5-2 をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町立上之郷小学校から南東へ 300m ほどのところでは。</p>

	<p>譲渡人は耕作の時間が確保できず、当該農地の維持管理が困難であるため売却します。</p> <p>譲受人は申請地に隣接する既存の住宅を購入します。申請地は住宅敷地の一部となっているため同時に購入し庭として利用します。利用期間は、許可日から永久。資金調達は、全額借入で行います。</p> <p>北側は一体利用地の宅地・畑、東側は道路、西側は宅地・田、南側は道路。雨水は自然浸透で処理し、汚水は発生しません。万が一周辺に被害を及ぼした場合には申請者の責任で対処します。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳附属地図、土地利用計画図、誓約書、ローン事前審査結果、隣地承諾書、代替地検討資料、委任状を確認しました。</p> <p>10月15日に事前説明、10月28日に現地確認を行いました。</p> <p>2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p>
	<p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>
	<p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p>
	<p>次に3号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
12番 田中 委員	<p>先ほどご審議いただきました事案1号事案の内容と一部重複します。資料5-3をご覧ください。</p>
	<p>申請地の場所は中児童館より国道沿いに西へ約400mのところ</p>
	<p>です。</p>
	<p>転用の目的は一般個人住宅です。譲渡人らは県外に住んでいるため申請地を農地として維持することが難しく、譲受人は現在居住しているアパートが手狭になったため自己居住用の住宅を新築したく、申請に至りました。資金調達についての計画は土地購入代金、建築費用、土地造成費用しめて約2,800万円とのことです。資金は全額借り入れにて調達するとのことです。</p>
	<p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については10月28日現地確認により確認しました。</p>

	<p>申請地の東側及び西側は宅地、南側は公衆用道路、北側は田です。北側の田の所有者及び耕作者の隣地同意を得ております。雨水は南側道路側溝に流し、汚水排水は公共下水道に接続します。万一転用に伴い他に被害を及ぼした場合は申請者の責任において対処するとのことです。</p> <p>なお、本申請地に直接面した農業用水路は見当たりません。耕作をしていたときはおそらく北側の田んぼから水を落として耕作していたものと思います。</p> <p>以上のことから、私は本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、3番 鍵谷 正 委員 説明願います。</p>
3番 鍵谷 委員	<p>資料5-4をご覧ください。</p> <p>申請地は顔戸ぼっぼ館より北に300mほどのところですが。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は現在借家住まいをしており、静かな環境の中で生活したいと考えて戸建住宅の建築を計画し申請地を譲り受ける契約をしました。資金は全額自己資金。</p> <p>東側は道路、西側は一体利用地の原野、南側は水路、北側は水路です。申請地の周囲は土留めブロックを施し、外部に土砂や雨水が流出しないよう造成します。汚水は浄化槽を経由し北側の排水路に放流します。雨水は自然浸透及び北側排水路への放流で処理します。</p> <p>周辺への影響には十分注意を払うとともに、万が一の場合においても責任を持って対処し、一切の迷惑をお掛けしません。</p> <p>添付書類は土地の位置図、土地利用計画図、設計図、預金残高証明、誓約書、水利組合同意書、始末書、委任状が提出されています。</p> <p>10月28日に現地確認を行いました。</p> <p>4号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。          質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。          挙手全員であります。よって 4 号事案は適当と認め進達します。</p>
6 番 鍵谷 委員	<p>次の 5 号事案と 6 号事案は一括で審議します。          6 番 鍵谷 道隆 委員 は 2 件続けて説明願います。</p>
	<p>資料 5-5 をご覧ください。          申請地は 21 号バイパス上恵土・本郷交差点より西側へ約 150m のところです。          転用の目的は作業場。使用借人は申請地及び一体利用地にて作業場用敷地で利用する。          北側は使用借人の畑、西側、南側は使用借人の宅地、一部を除き加工所建物敷地となっています。東側は土地改良区水路です。雨水は北側道路側溝に放流する。          誓約書、履歴事項全部証明書、定款、土地利用平面図、委任状、始末書については確認しました。土地の相続を受けて調べたところ許可されていないことがわかり早速申請します。知らなかったとはいえ無断転用したことを深くお詫びし、今後このようなことのないよう十分注意するとのことです。          10 月 28 日に現地確認を行いました。5 号事案に問題はないと思います。</p>
	<p>続きまして、資料 5-6 をご覧ください。          申請地は 21 号バイパス上恵土・本郷交差点より西側へ約 150m のところです。          転用の目的は作業場。使用借人は申請地及び一体利用地にて作業場用敷地で利用する。          北側は使用借人の畑、西側、南側は使用借人の宅地、一部を除き加工所建物敷地となっています。東側は土地改良区水路です。雨水は北側道路側溝に放流する。          誓約書、履歴事項全部証明書、定款、土地利用平面図、委任状、始末書については確認しました。土地の相続を受けて調べたところ許可されていないことがわかり早速申請します。知らなかったとはいえ無断転用したことを深くお詫びし、今後このような</p>

	<p>ことのないよう十分注意するとのことです。</p> <p>10月28日に現地確認を行いました。6号事案に問題はないと思います。</p> <p>皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。5号事案及び6号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって5号事案及び6号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に7号事案について、事務局 説明願います。</p>
事務局	<p>7号事案について説明します。資料は5-7をご覧ください。本事案は令和3年8月3日の総会において隣地承諾が得られていないことから進達を保留したものです。10月6日の総務会でご指導いただいたとおり、農地転用に伴い被害が生じた場合は申請者の責任において対処する旨に譲受人が署名した上申書の提出を行政書士に求めたところ、10月16日付けで提出がありました。以上のことから7号事案に問題はないと思います。皆様の審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。7号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって7号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第54号農地法第4条第1項の規定による農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>(事務局朗読)</p> <p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、12番 田中 幹三郎 委員 説明願います。</p>
<p>12番 田中 委員</p>	<p>資料4-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は中保育園の北西約50mのところですか。</p> <p>転用の目的は自宅への進入路です。申請者は申請地北側に自宅があり、自宅への進入路のため申請地を使用しております。今回は是正のための申請を行います。</p> <p>これについては始末書の提出があり、始末書によると、「昭和23年頃から申請地を進入路として利用していました。又当時亜炭の搬出路としても利用しておりました。農地法の許可を得ることなく進入路として利用していたことについては反省しております。今後は農地法を遵守し同様の行為はしないよう十分に気をつけて参ります。」とのことですか。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については10月28日現地確認により確認しました。</p> <p>申請地の北側及び東側は申請人所有の宅地、南側は台帳上申請人所有の畑となっておりますが現況は道路です。西側は申請人所有の畑です。今回の申請にあたり、この西側の畑より分筆されたのが今回の申請地です。雨水は南側道路側溝へ排水し、汚水は発生しません。万が一周辺農地に被害を及ぼした場合には自己責任にて解決します。</p> <p>以上のことから本申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、報第20号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>

議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。
	次に報第 21 号、農地改良届について、事務局より報告願います。
	(事務局朗読)
議 長	1号事案について、8番 金井 育代 委員 説明願います。
8番 金井 委員	農地改良届出書が提出されています。資料の 48 ページをご覧ください。
	農地改良は畑地転換。農地改良を行う所在は、伏見山田地内の山田ため池のすぐ南側です。
	耕土埋め込みを行う目的は、申請地は4区画に区分けされており、東側2区画を1区画にまとめ、農地の利便性の改善を図るものです。また、排水が不良であるため、耕土の盛り土をして、改善を図ることを目的としています。埋め込みを行う高度の入手先は、御嵩町上恵土地内の宅地造成地から排出されるものを使用する。農地改良行為の期間は受理日から令和4年12月25日までです。
	添付書類につきましては、字絵図、位置図、廃棄物を埋め立てない旨の誓約書、計画断面図、始末書を確認しました。
	始末書の内容としては、申請地の土地の一部について、用水路との高さの関係上、給水が困難であったため、農地利用の目的が水田であるにもかかわらず、畑として利用していました。畑地転換をするにあたり、農地改良届出の提出が必要であることを知らなかったとはいえ、届出を怠ったことをお詫び申し上げるとともに、以後このようなことがないように注意しますとのことです。
	現地確認を10月10日に推進委員の奥村さんで行いました。
	以上のことから届出内容に問題はないと思います。
議 長	続いて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
奥村 推進委員	10月10日に農業委員の金井さんと現地確認を行いました。始末書で書かれているように、給水が困難であるため、畑地転換は仕方がないことと思います。

議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時00分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

-----  
7 番

-----  
8 番  
-----